

Q1 いつからいつまでの新型コロナウイルス患者が退院した場合が令和3年度の申請対象となるのか。

A1【令和3年10月改訂】

令和3年3月1日から令和4年2月28日までに退院した新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関が令和3年度の応援金対象となります。申請は退院した翌月以降に提出してください。(令和3年3月1日から令和3年12月31日までの退院患者分については、令和4年1月10日が申請期限(第1回目)、令和4年1月1日から令和4年2月28日までの退院患者分については、令和4年3月10日が申請期限(第2回目)となります。)

Q2 新型コロナウイルス感染の疑いがあるとして受け入れた入院患者が結果的に陰性だった場合、交付基準額に算入できるのか。

A2 当該応援金は新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関への支援であるため、感染の疑いがある者が陰性だった場合、入院受入をした場合でも交付基準額に算入できません。

Q3 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関ではないが、入院患者を受け入れた場合、本事業の対象医療機関となるか。

A3 対象となります。

Q4 愛知県内で入院した新型コロナウイルス患者が他の医療機関へ転院した場合、応援金の対象になるのか。

A4 入院した患者が他の医療機関へ転院した場合、転院元、転院先両方の医療機関が対象となります。ただし、転院にあたり妥当性や合理性を欠く場合は、状況を確認の上、対象外となり得ます。

Q5 新型コロナウイルス感染症以外の疾患で入院中に病院内で感染したと考えられる場合には申請することはできるか。

A5 保健所等と調整後、新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れた場合は申請できません。ただし、陽性判明後翌日までに転院した場合については対象外とします。

Q6 一人の患者が同一病院において退院後再入院した場合、2回分の交付基準額として算入することはできるか。

A6 再感染が愛知県で発表されている場合を除き、1回分の交付基準額の算入となります。

Q7 ECMOを装着したことがわかる資料とはどのようなものか。また、重症の場合は資料の提出は不要なのか。

A7 ECMOの稼働記録の写し（個人が特定できる箇所はマスキングしてください。）を想定しています。なお、重症であることがわかる資料は申請時は不要ですが、交付要綱第16条、第17条に基づき、検査する場合がありますので、補助事業完了後5年間保管してください。

Q8 検疫により陽性が判明した患者は対象となるか。

A8 県（保健所設置市）が発表しておらず、県から患者の受入を要請していないため、対象外となります。また、当該患者が転院した場合も対象外となります。

Q9 死亡してからPCR陽性が判明した患者については対象となるのか。

A9 原則、自治体の依頼を受けて新型コロナウイルス患者を受け入れ、その対応をした病院に対しての応援金であるため、結果的に陽性患者であった場合には対象となりませんが、このような事例の場合はご相談ください。

Q10 入院日数についての基準はありますか。

A10 当該応援金は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関への支援であるため、入院当日に退院（転院）する場合（死亡退院を除く。）は対象とできません。その他にもQ4のとおり、妥当性や合理性を欠く場合は、状況を確認の上対象外となり得ます。ただし、入院当日に死亡退院した場合は対象となります。

Q11 軽症でない無症状の患者の場合はどのように扱うか。

A11 検査で陽性となった無症状の患者であっても入院した場合は応援金の対象となります。

Q12 退院日はいつの日のことをいうか。

A12 厚生労働省の退院基準を満たした日をいいます。厚生労働省の退院基準を満たさず転院する場合は転院日となります。なお、病状が安定し、加療を終えた入院患者について、退院基準を満たす前に宿泊療養施設（又は自宅療養）に切り替える場合は、宿泊療養施設（または自宅療養）に切り替えた日を退院日とします。

Q13 新型コロナウイルスについては厚生労働省の退院基準を満たしたが、他の持病のた

め一般病棟に移り、入院を継続している場合、一般病棟に移った日を退院日として申請して良いか。

A13 お見込みのとおりです。

Q14 当応援金の対象となる医療従事者とどこまでの範囲か、事務職員は含まれるのか。

A14 現場で新型コロナウイルス患者に対応した者で、医療資格保有者（医師、看護師、臨床検査技師等）を想定していますが、それ以外の職員の方であっても、現場で新型コロナウイルス患者に対応し、病院が規定する新型コロナウイルスへの対応手当等の支給要件に該当する方がいれば、資格保有者以外の看護助手や事務職員等も対象となります。

Q15 新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応した医療従事者に対して支払う手当には本給は含まれるのか。

A15 本給は含まれません。（危険手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当など、新型コロナウイルス感染症患者への対応に伴い発生（加算）したもの。）

Q16 対応した2名の疑い患者のうち1名が検査結果陽性、1名が陰性だった場合で、それぞれの患者に対応した医療従事者に特別手当を支給する予定である。

陰性患者に対応した医療従事者の特別手当であっても当応援金を充当しても良いか。

A16 別紙1のとおりとなります。

Q17 手当の要件や支払を証明する資料、資材購入した場合などの証拠書類はいつ提出するのか。

A17 実績報告書（様式第5号）を提出する際に添付してください。（交付申請書（様式第1号）提出時には不要です。）

Q18 様式5「愛知県医療従事者応援金実績報告書」と共に提出する書類は具体的にはどのような物か。

A18 【令和3年10月改訂】

手当については、以下3点全ての資料を提出してください。

- （1）手当支給単価とその要件が分かる資料（規程、内規等の写し）
- （2）対象者の給与明細等、手当支給を証明する資料
- （3）手当支給の積算根拠資料（職員氏名、職種、支給単価、従事日数等が記載されていること）

物品については領収書及び納品書の写し等支払内容、支払金額及び納品されている

ことが確認できる書類を提出してください。

Q19 申請日は退院した翌月とあるが、毎月申請書を出さなければいけないのか。

A19【令和3年10月改訂】

医療機関になるべく早く応援金を給付するため、原則退院の翌月としていますが、状況に応じて、まとめて申請することも可能です。(令和3年3月1日から令和3年12月31日までの退院患者分については、令和4年1月10日が申請期限(第1回目)、令和4年1月1日から令和4年2月28日までの退院患者分については、令和4年3月10日が申請期限(第2回目)となります。)なお、申請期限直前等には多くの申請があるため、交付決定手続きにお時間をいただく場合があります。

Q20 対象となる経費の執行期限はいつまでか。

A20【令和3年10月改訂】

補助金の対象は、令和3年3月1日から令和3年12月31日までの退院患者分については、令和3年3月1日以降に発生(発注・契約)し、令和3年4月1日から令和4年1月31日までに支出(支払、納品ともに完了)する経費、令和4年1月1日から令和4年2月28日までの退院患者分については、令和3年3月1日以降に発生(発注・契約)し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに支出(支払、納品ともに完了)する経費となります。

Q21 令和4年3月に退院した患者は本事業の算定対象とならないのか。

A21 令和3年度の事業としては算定対象となりません。

Q22 応援金交付後に注意すべき点はあるか。

A22 ①国の会計検査の対象となりますので、補助事業完了後5年間補助金関係書類を保管してください。

②補助金で取得した単価50万円以上の財産又は50万円以上効用が増加した財産を処分するときは知事の承認が必要となりますのでご注意ください。

③仕入控除税額(様式第8号)を報告してください。(消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除額が確定後)

Q23 申請から応援金の受け取りまでの流れはどうなっているのか。

A23 別紙2のとおりとなります。

Q24 抗体カクテル療法を実施するために入院した患者は応援金の算定対象となるか。

A24 算定対象となりません。ただし、抗体カクテル療法を実施したものの症状が悪化し、治療等のために入院を継続する場合は対象とします。

【令和3年10月改訂】

Q25 ネーザルハイフローを装着したことがわかる資料とはどのようなものか。

A25 ネーザルハイフローの使用記録の写し（個人が特定できる箇所はマスキングしてください。）を想定しています。

【令和3年10月改訂】

Q26 新型コロナウイルス感染症患者の県外発表者は算定対象となるか。

A26 県外発表者は対象とならず、愛知県が発表した患者のみとなります。

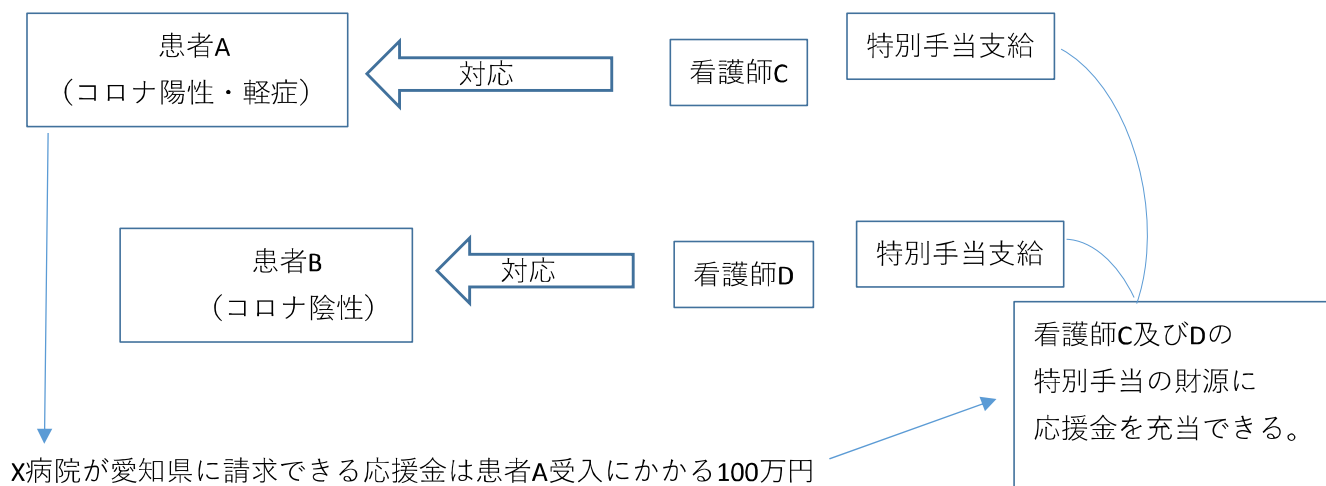
X病院

新型コロナウイルス感染が疑われる患者A、Bの2名を受け入れる。

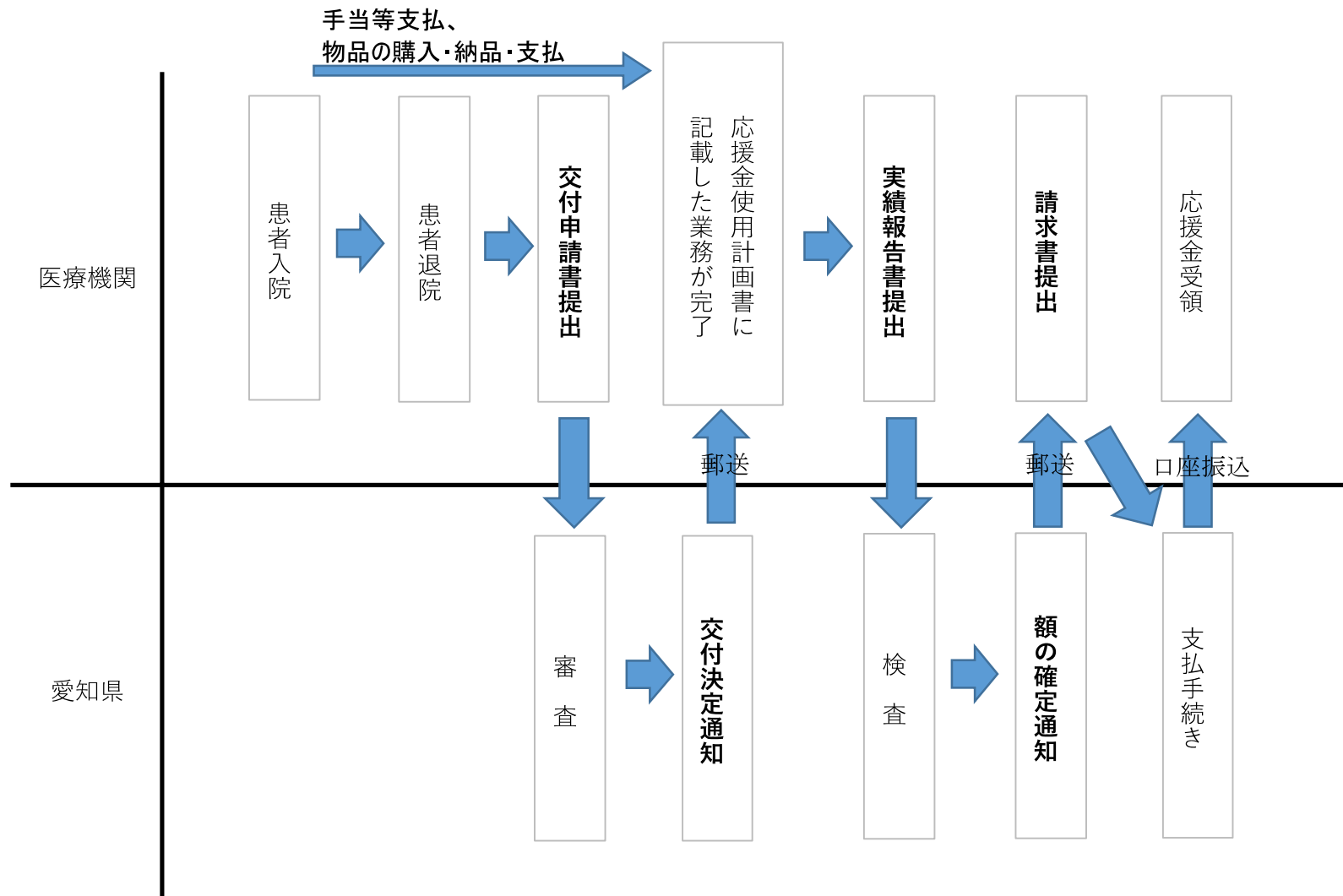
検査の結果、患者Aが陽性、患者Bは陰性であることが判明。

患者Aには看護師C、患者Bには看護師Dが対応した。

X病院は看護師C、D兩名に新型コロナウイルス対策特別手当を支給する予定。



愛知県医療従事者応援金 事業フロー図



※申請締切直前などは多くの申請があるため、手続きにお時間をいただく場合がございます。